

2024年
3月1日
第480号



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351
Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合
発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



春の闘いを推し進めよう！ 新たな仲間を迎え第37回定中開催



名古屋地本で組織拡大実現！ 淵上中央執行委員長挨拶

J R 東 海 労 は 2 月 11 日、大 阪 市 で 第 37 回 定 期 中 央 委 員 会 を 開 催 し ま し た。開 会 に 先 立 ち、セ ン ト ラ ル メ ン テ ナ ン ス 株 式 会 社 (C M C) よ り、J R 東 海 労 に 加 入 し た 若 い 仲 間 を 披 露 し、全 体 で 万 歳 三 唱 を 行 い ま し た。議 長 に、新 幹 線 地 本 齊 藤 中 央 委 員 を 選 出 し ま し た。来 賓 と し て、J R 総 連 よ り 山 口 委 員 長、山 田 総 務 ・ 共 済 ・ 国 際 部 長、伊 藤 広 報 部 長、J S 労 柳 楽 委 員 長 が 出 席 し ま し た。
山 口 委 員 長 は「2024 J R 総 連 春 闘 で 統 一 要 求 ・ 統 一 闘 争 で 全 国 の 仲 間 と 共 に 闘 う」と 挨拶 し ま し た。柳 楽 委 員 長 は「結 成 以 降、3 つ の 柱 で 闘 い を 進 め て き た。J R 東 海 労 連 運 動 を 共 に つ く っ て い く」と 挨拶 し ま し た。活 発 な 質 疑 の 後、本 橋 書 記 長 の 総 括 答 弁、淵 上 委 員 長 の 団 結 カ ン バ ロ ー で 委 員 会 は 成 功 裡 に 終 了 し ま し た。

名古屋地本で、セントラルメンテナンス株式会社(CMC)で働く若い仲間がJR東海労に加入されました。熱烈に歓迎します。
第40回臨時大会で、新幹線関西地本の委員から「定期中央委員会とJR東海労連結成大会を関西の地で開催していただきたい」との発言があり、他の全地本からも関西での開催に賛同する発言がありました。本部として、関西で開催することを決断しました。
今委員会の目的は、春の闘いの方針を確認し、全組合員が一丸となって満額獲得と職場からの闘いを通じて、組織拡大を実現していくことです。JR東海労の未来と組織展望を、組合員の皆さんと力を合わせてつくっていきましょう。

組織拡大！

セントラルメンテナンス株式会社

CMC名古屋車両事業所 JR東海労へ加入！ (12月14日付) 職場からあらゆるハラスメントを 排除するために闘う！



2024 JR総連春闘を闘おう！ JR総連山口委員長挨拶



能登半島地震で、JR総連は組合員の安否確認、被災した組合員への支援活動をいち早く取り組みました。JR総連の総力をあげてカンパ活動を組み立てていきますが、非常事態の時こそ労働組合の力を発揮できます。JR総連第46回定期中央委員会において、2024 JR総連春闘で、一律1万2,000円のベア要求を決定しました。連合の2023春闘集計

3つの柱で闘いを推進！

JR総連委員長挨拶



JR総連を結成して半年が経ちました。この間、3つの課題について取り組んできました。1点目は、春闘と労働条件改善の闘いです。4

結果では、加重平均で1万560円、3.58%でした。鉄道5単組平均は2.65%です。構造的賃上げの裏側に、労働者にとって「死」を意味する解雇や、転職・退職が待ち構えています。JR総連は「賃金は闘い取るもの」というスタンスで、統一要求・統一闘争に打って出します。

平和の取り組みで、映画「戦雲(いくさぶむ)」を紹介します。JR総連は、映画製作に協力してきました。現実を直視し、抑止力の名の下に、蹂躪される暮らしや文化の実態を理解するためにも、ご覧になっていただきたいと思ひます。

この事業所からの要求をまとめ、1月29日に団体交渉の申し入れを行いました。2点目は、労働協約締結の闘いです。昨年からの2回の団体交渉を開催しました。2月19日には、締結可否の回答を受けることになっていました。締結しない理由はありませんが、もし締結拒否なら法的手段を取りたいと考

えています。3点目は、JS労の法人登記です。1月26日に労働委員会に申請していた組合の資格審査にOK

JR東海労への加入歓迎！ 全中央委員が熱意を込めて発言

◆JR東海労への加入を全員で歓迎する。JR東海労、JR総連の一員として共にがんばろう。

◆CMC(セントラルメンテナンス株式会社)との団体交渉をこの間、行ってきた。今後は、JR東海労に加入したこと、要求の幅が広がり、団体交渉に本人も参加できるようにする。加入を後押ししたのは、間違いなくJS労の結成である。

◆世の中は、平和問題で混沌としている。命と生活を守るために、当たり前の労働運動を進めて

が出て、証明書をいただきました。これを受けて、2月16日に法人申請を行いたいと考えています。このような取り組み

◆2024 JR総連春闘の方針を全面的に支持し闘う。4項目の柱が確認されている。JRグループで働く非正規社員の正社員化が掲げられている。CMCでも非正規雇用の社員が大勢いる。この取り組みも行っていかなくてはならない。昨年は、実質1,000円のベア。調整手当はあくまでも手当であり、ベアではない。昨年のことを忘れず、純然たるベアの獲得のために闘う。

◆昨年末に会社から3月ダイヤ改正の説明がされ、数日間で行路を検討し、改善の申し入れを行い、業務委員会を開催した。沼津、静岡、浜松の各分会要求である行路の差し替えを勝ち取った。継続組合員が現職組合員と共に、業務委員会の場

◆地本は、60歳定年を迎えた組合員の祝う会を開催した。「JR東海労で良かった」と言ったOBがいた。その場で、能登半島地震の支援カンパ

は、『ジャストニュース』という機関紙に載せ、Facebookでお知らせしています。ぜひご覧下さい。

◆批判の自由と行動の一致は、JR総連運動の基本である。これを基軸に運動を展開する。

春の闘いを職場から闘おう！ 本橋書記長総括答弁



◆この後開催されるJR東海労連の結成大会は、東海の地に労働運動の灯を消さないための新たな闘いである。JS労

◆この後開催されるJR東海労連の結成大会は、東海の地に労働運動の灯を消さないための新たな闘いである。JS労

◆この後開催されるJR東海労連の結成大会は、東海の地に労働運動の灯を消さないための新たな闘いである。JS労

◆年休権共同本人訴訟の裁判闘争は敗訴となったが、闘いは勝利したと思う。それは、休日出勤が指定された際、会社に対し「休日出勤を指定するな」と毎回闘ってきたからである。これが、職場闘争。空白勤務に対する裁判の闘いを新たに立ち上げた。現場にいる組合員12名全員が原告。共に闘っていきこう。

「業務改革」についても同様です。会社は、飽くなき利益追求を行って

平和・人権・民主主義を守る闘いについて、ウクライナとの関係、イスラエルとハマスの関係について、私たちの主張は、いかなるテロにも戦争にも反対という姿勢は変わりません。憲法9条改悪を絶対阻止する闘いをつくっていきます。



齊藤議長 (新幹線地本)

名古屋地本で、CMCの若い仲間がJR東海労に加入されました。大歓迎です。これからも、組織拡大に向けて共に闘っていきましょう。

◆この後開催されるJR東海労連の結成大会は、東海の地に労働運動の灯を消さないための新たな闘いである。JS労

◆この後開催されるJR東海労連の結成大会は、東海の地に労働運動の灯を消さないための新たな闘いである。JS労

◆この後開催されるJR東海労連の結成大会は、東海の地に労働運動の灯を消さないための新たな闘いである。JS労

J S 労の仲間と共に俺たちの未来を切り拓こう！

J R 東海労連結成大会



J S 労と J R 東海労は 2月11日、大阪市で J R 東海労働組合連合会（J R 東海労連）結成大会を開催しました。

淵上結成準備委員長は、挨拶で「皆さんのご協力・ご尽力によって、J R 東海労連結成の日を迎えることができました。新たな歴史をつくり出す日になる。32年間の闘いで、一人ひとりの力があつてこそ、今日の日がある。J R 東海労結成のときに『東海の地に労働運動の灯を消さない』ことを確認したことが今あることであり、闘いの上に、新たに加入された仲間を迎えることができました。実践の結果が未来をつくる。更に仲間を増やしていこ

う」と訴えました。

前田結成準備事務局次長は基調提起で、この間の闘いの経過を振り返った後、「新たな道を進むときには常に反動の嵐が吹き荒れています。それは、既成概念や、労働運動とは無縁の党派等による『指導』などによって行われてきた歴史的事実があります。足した地は労働組合として、働く労働者の声を聞き、共に闘う仲間と固く連帯し突き進んで行くことではありませんか。J R 東海労働運動の更なる前進に向けて、私たちの未来に向かって奮闘しようではありませんか」と訴えました。

続いて、J R 東海労から松山組織部長、J S 労から高木副委員長がそれぞれ闘いの報告や決意を語りました。松山組織部長は「団体交渉委員当時、54歳原則出向の再開がやられ、危機感を持った。出向したら労働運動は終わりではなく、出向先でもっと闘ってやろうと決意し、J S 労を結成した仲間と敬意を表します。J S 労の仲間との交流の場をぜひつくっていただきたい。サービックでも J R 本体でも、組織拡大を目指していきたい。C M C から仲間が加入されたが、職場でハラスメントが横行している。立場の弱い契約社員などが苦しんでいる。救う手段がない中、考えさせられた。

弱者を救えるのは、J R 東海労連しかない。運動を共有しながら闘っていきましょう」と訴えました。

高木副委員長は「結成後6ヶ月間、いろいろな闘いを行ってきた。ある契約社員の方が、職場の食堂や通勤バスを使つてはいけなないと思ひ込んでいた。団体交渉で、使えることを会社と確認した。期末手当の団体交渉も開催した。アルバイト、パートには一時金が無かつたので、10万円を要求した。サービック全社員に2.65ヶ月の一時金を勝ち取った。また、ネットワークオーナーの支給も勝ち取った。組織展望の努力はしている。J S 労はスタートしたばかりだが、共にがんばろう」と訴えました。



高木副委員長



松山組織部長

その後、役員選出、結成宣言(案)採択を行い、J R 東海労連柳楽副委員長の団結ガンバローで結

成大会は成功裡に終了しました。

大会終了後は場所を移し、盛大に結成祝賀大懇親会を開催しました。

結成宣言(案)

本日、私たちは大阪の地で J R 東海労働組合連合会（J R 東海労連）を結成した。J R 東海労働組合（J R 東海労）と、J R サービック労働組合（J S 労）の2つの労働組合からなる労連である。労連結成は、「東海の地に労働運動の灯を消さない」ために、職場で働く労働者の切実な声を大事にし、会社からの不当な弾圧に抗し、労働条件改善に向けて闘うことを主たる目的とするものである。

昨年8月18日、関西新幹線サービックで働く労働者と、J R 東海労の出向組合員が連携して、J S 労を結成した。結成に至るまでの闘いは、並大抵の苦労ではないことは言うまでもない。J R 東海労組合員は、この苦労を共有し、J S 労の仲間と共に闘うことを J R 東海労第40回臨時大会で確認し、今結成大会を迎えることができたのである。

しかし、労連結成までの間、各方面から様々な課題が投げかけられた。私たちは、それらの課題を一つひとつ解決し、乗り越え、今日に至っているのである。

私たちの目指すものは、労連に結集する組合員が、安全で安心して働ける職場をつくり、多くの仲間を増やすことである。決して、外部からの介入による労働運動をするためではない。出発点は、現場であり、現場で働く組合員の声である。

私たちは、職場で悩み苦しんでいる労働者の立場に立ち、J R 東海、関西新幹線サービック以外の労働者にも、J R 東海労連への結集を呼び掛ける。そして、組織拡大を目指し闘う。

以上、宣言する。

2024年2月11日

J R 東海労働組合連合会結成大会



J R 東海労連 執行体制		
役 職	氏 名	単 組
執行委員長	淵 上 利 和	J R 東海労
執行副委員長	柳 楽 関	J S 労
〃	畑 野 浩 孝	J R 東海労
書記長	本 橋 浩 司	〃
書記次長	前 田 稔	J S 労
執行委員	高 山 浩	J R 東海労
〃	成 田 隆 浩	〃
〃	斉 藤 孝 紀	〃
〃	西 三 喜 夫	J S 労
〃	高 木 公 昭	〃
会計監査員	柿 本 克 彦	〃
〃	松 山 文 成	J R 東海労

年休裁判(東京)控訴審不当判決弾劾!

東京運輸所分会組合員6名が「年休が失効したこと、年休を申し込んでも年休が付与されなかったことは、労働基準法第39条に違反する」として会社を訴えた裁判で、東京高裁第15民事部(中村也寸志裁判長)は2月28日、会社の控訴内容を認め、一審判決を破棄、更に原告の附帯控訴も斥ける極めて不当な判決を言い渡しました。

不当判決の概要

勤務日5日前に発表する時季変更権の行使の有無(年休が出るかどうか)が正当だとする理由として、高裁は「東海道新幹線は、東京、名古屋、大阪を結ぶ大規模高速輸送手段として日本の社会・経済の維持、発展に必要不可欠な産業基盤の一つと位置付けられていることも考慮すると、一審被告(会社)には、需要に応じた東海道新幹線の列車の運行を確保することが、一審被告の社会的使命として期待されていたことが明らかである」と

して、新幹線の安定輸送のため、労働者は休まず、スケジュールも入れずに働け、ということを行っています。また、「日別勤務指定表において、勤務指定表では就労義務があり年休とされなかった年休使用日につき時季変更権の行使の有無を確定するという運用は、一審被告の設立以来続いてきたものであつて、乗務員も認識していたことが認められる」として、法的に検討せず、慣例だから慣例に従えと言っているのです。

また、「予備勤務乗務員については、変形期間における各日の労働時間をあらかじめ特定する必要はない」と、暴挙まがいな解釈をしているのです。

更に、「勤務指定表の発表の時点において、新たな追加臨の心配が不要になるだけの余裕をもつて運行設定を行い、又は新たな追加臨の手配が必要となったとしても時季変更権の不要になるだけの余裕をもって乗務員を配置するとすれば、いずれの場合も乗務員の人件費が増大するほか、列車運行本数の増加に伴い運行や車両整備等に関する経費も増大するし、要員

一運輸所の乗務員の年休の取得実績は平均15.7日、東京第二運輸所の乗務員の年休の取得実績は平均15.1日」というデータを基に「直ちに要員不足の状態が恒常化していたことを裏付けるものとはいえない」と要員不足を否定しました。これらの数値は、会社が算定した要員計画数の基であり、休日出勤を加味した数値です。休日出勤がされなければ、年休取得日は更に下がります。

また、乗務員の8割以上が年休を取得できなかった日があることについて、「年休の取得割合の高低は、①申請者の多寡、②年休使用日における列車本数等の具体的状況、③申請者の年休順位によって異なる」と、一審被告による時季変更権の行使に影響を及ぼした要素が存在した」と判断しました。つまり、①多くの人が年休を申し込んだから悪い、②列車本数が多いから年休は出さないう、③抽選順位が低い人が悪いと、いずれも年休を付与できる条件が揃っていないから諦めよと言っているのです。

以上2点について、一方では人件費が増大するため余裕ある要員を否定し、もう一方では平均15日取得できているから要員不足ではないと、矛盾した判断をしているのです。

怒りの報告集会
本部は当日、東京都内で判決報告集会を開催しました。淵上委員長は「不当判決を弾劾する。私たちが、労働者にとって年休とは何かの認識を深め、闘いの裾野を広げてきた。最近、職場では年休が入らなくなってきた。それまでは、私たちが闘ってきたからこそ年休が入るようになった。年休権や生活権は法律で認められている。判決は、これら全てを否定するものだ。職場では、声を大に上げて、現実を変えていくために闘い続けていく」と挨拶しました。

弁護団を代表して、渡辺弁護士から判決文の解説がされました。渡辺弁護士は「東京地裁は、①5日前の勤務確定は誤りであること、②年休が取得できない理由として要員不足を認定した。この判決が『労働判例』に掲載され、会社寄りの弁護士が反論の記事を書いた。企業側が危機感を持って書かせたであろう。一審で認められた①について高裁は、5日前の時季指定について問題ないとしているが、会社の利益優先、労働者の利益は後回しということだ。その理由は、乗務員養成が困難というものだ。しかし、現在では5日前の勤務確定が無くなるということだ。②の

要員不足について、高裁は数字の評価だけで判断している。年休権についての意見書は無視された。アベノミクスは、経営者をいかに儲けさせるか、つまり労働者の権利はどうでも良いということだが、それがこの判決の根拠となっている。これからも共に闘っていきましょう」と訴えました。

竹信名誉教授は「ジャーナリストの立場では、ひどい判決こそ記事になる。JR東海は、年休を理解していない。会社の都合で年休をくれてやる」と述べました。

その後、長島弁護士、仲田弁護士から、今判決の矛盾点や問題点などの報告を受けました。判決に対する見解を本橋書記長が読み上げ、最後に淵上委員長の団結ガンバローで集会は終了しました。

という考え方で、逆転している。年休を好きな日に取れないことが問題である。取得率に騙されてはいけない。私は、この裁判を『詐欺に引っかけられない訴訟』と呼びたい」と述べました。

各地方の連帯の言葉では、新幹線地本土川副委員長、静岡地本土山本書記長、新幹線関西地本浦谷書記長、大阪訴訟原告大谷川さんより、判決を弾劾し、原告団と連帯して、共に職場から闘う決意が述べられました。

原告の決意表明では、廣瀬哲也さん、今城敬一さん、西村隆行さん、木下和樹さん、内村俊幸さん、斉藤厚志さんの順に、怒りを表明し、諦めずに上告して闘う決意などが述べられました。

その後、長島弁護士、仲田弁護士から、今判決の矛盾点や問題点などの報告を受けました。判決に対する見解を本橋書記長が読み上げ、最後に淵上委員長の団結ガンバローで集会は終了しました。



「平成28年度は、東京第一運輸所の乗務員の年休の取得実績は平均20.5日、東京第二運輸所の乗務員の年休の取得実績は平均20.3日」

「平成28年度は、東京第一運輸所の乗務員の年休の取得実績は平均20.5日、東京第二運輸所の乗務員の年休の取得実績は平均20.3日」

